平成２９年（フ）第６９号
山口県下関市山の田西町２番７号　那智Ⅱ番館　101号
債務者　関村　　要
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第６２号
住居所不定、住民票上の住所徳島県鳴門市里浦町里浦字坂田246番地２
債務者　東渕　哲也
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０４号
福岡県久留米市津福今町404番地21　山崎ビル502号
債務者　下唐湊　広
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第７６号
大分市大字光吉2155番地の９（市営１Ａ５－64）
債務者　佐藤　恵美
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１４８号
大分市大字光吉1507番地の１（セピアコート201）
債務者　佐々木英明
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１５１号
宮崎市古城町時雨3723番地
債務者　荒牧　孝枝
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６３号
宮城県遠田郡涌谷町字立町１番地５
債務者　千葉　義和
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
石川県加賀市山代温泉神明町52番地１　瑠璃光ハイツ305
債務者　杉田　敦之
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第３９号
石川県小松市川辺町４番地７　県営住宅16棟306号室
債務者　桑原　和男
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第７７号
兵庫県宝塚市野上６丁目５番20―106号、従前の住所兵庫県西宮市山口町上山口１丁目１番21号
債務者　久木田　稔
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第７８号
兵庫県宝塚市野上６丁目５番20―106号、従前の住所兵庫県西宮市山口町上山口１丁目１番21号
債務者　久木田美鶴
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１４３号
兵庫県川西市出在家町20番10号101
債務者　寺尾　俊彦
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
広島県呉市上畑町30番14号
債務者　沖　　早苗（旧姓宮武・黒崎）
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第３７号
広島県呉市焼山宮ヶ迫１丁目39番６－301号
債務者　本森　　希
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第４３号
広島県呉市広横路４丁目４番26号
債務者　不動　　綾
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第４５号
広島県呉市吉浦本町２丁目10番３号
債務者　梅中眞理子
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第６９９号
名古屋市名東区名東本通５丁目39番地　音羽山ノ神ビル702号
債務者　挽田　彩乃
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部